金の財政策と宗教々團

野上俊靜

一

『金史』卷三太宗本紀に、

天會八年(西暦一一三〇)五月癸卯。禁私度僧尼。

とある。私度僧尼の禁止は、その反面に僞僧の多かりしことを證明する。僞僧の多かりしことは、當時の佛教々團の量的豐富さを意味するものであらう。

天會八年と云へば、金國成りて未だ間もない頃にして、かゝる時、私度僧尼を禁止しなければならぬ程、金朝治下の佛教々團は量的膨脹をきたしてゐたものであらうか。

思ふに、建國後間もない時であるにも拘らず、金はこの時既に遼を滅してその故土の大部分を領有し、且汴京を攻略して北宋の世を顚覆せしめてゐたのであり、未だ淮水以北の地方すべてを完全に支配するに至らずと雖も、北支那の大半は金の威令下にあつたのである。而して、金が討滅した遼及び北宋に於て、佛教々團が異數の發達を遂げてゐたことは云ふまでもないことであつて、金は新にかゝる地方を領有したのであるから、遼及び北宋の教團をそのまゝ繼承してゐるのである。換言すれば、遼及び北宋の佛教々團は、時に戰鬪による寺塔の破壞こそ

あれ、大略そのまゝの樣相に於て金の支配下に存續することゝなつたのである。加之、宋室の南遷・金の北支々配と云ふ政治的展開が該地方の人々の社會的地位の變動を誘發し、それによつて現れた多くの失意不平の徒の中には、餘儀なく宗教々團に逃避するもの相當の數に上つたことであらう。かく攷へてくれば、金初に於ける佛教々團の量的豐富さも容認せらるゝところにして、從つて右の『金史』の記載も亦矛盾なく諒解せらるゝことであらう。

金朝はかくの如く北宋より傳承した社會的に大なる存在である宗教々團を、搾取の對象として利用したのであつて、このことは寺觀の名額・度牒・師號・紫衣等の公賣によつて認められる明白なる事實である。凡そ、寺觀の名額・度牒等の公賣は、北宋に於ては既に神宗時代から行はれてゐるところであり①、金は同地方に時を異して行うてゐるに過ぎず、こゝにも金が北宋の傳承である一面を窺知し得るのである。加之、金と對立してゐた南宋に於ても、同じく財政窮乏の打開策としてかゝることを行うてゐたのであり、凡そ近世支那佛教衰微の重大原因となれる度牒等の賣出しは、時を同じくして南北支那に行はれてゐたのである。

二

金代に於ける度牒・師號・紫衣・名額・等の公賣の最初はいつであるか。このことに就ては明快なる解答をなし得ない。

されど、『金史』卷五〇食貨志・入粟鬻度牒の條に、

（大定）五年。上（世宗）謂宰臣曰。頃以邊事未定。財用闕乏。自東南兩京外。命民進納補官。及賣僧道尼女冠度

牒・紫褐衣・師號・寺觀名額。今邊鄙已寧。其悉罷之。

とあつて、大定五年（一一六五）に富民の入粟・納錢による補官及び度牒・師號・名額・等の公賣を悉く罷めしめたことが知られるから、この時以前に於ては、かゝることの行はれてゐたことは云ふまでもなからう。

然らば大定五年以前に於ては、如何なる目的の爲めに如何樣にして勅額・度牒・等が賣出されてゐたものであらうか。

『金石萃編』卷一五五に「莊嚴寺牒」が見えてゐる。それによると、莊嚴寺は陝西高陵縣の私寺にしてもと〳〵勅額が無かつたが、大定四年五月院主法淳等が錢參伯貫文を納めて莊嚴禪寺なる名額を給賜されてゐるのであつて、以て佛寺の勅額の公に賣出されし具體的事實を知るのである。道觀の例は、同じく『金石萃編』卷一五六にある「同官縣靈泉觀記」に見ることが出來る。即ち該記中に、靈泉觀の由來を述べて、

迄大定初。王師南征。軍須匱乏。許進納以賜宮觀名額。云々

とある。こゝに大定初とあるが、靈泉觀が名額を賜與された年次は、

右碑兩截。上截卽刻三年牒文。下截刻此記。文甚華贍。字法亦似褚虞。金人碑刻之最佳者。

とあることによつて、大定三年なることを窺知し得る。從つて世宗初期に於ける納錢による道觀名額の賜與の具體的事實が認められる。

而して『金石萃編』の編者王昶は、右の莊嚴禪寺牒に關する考證に於て、かゝる名額賜與の牒を載せる碑が陝西地方にのみ特に十四あることを述べて、②更に、

似其制獨行於陝西。殆卽辦軍須之所也。其牒起於大定二年迄四年。是時世宗初卽位。用兵契丹。因暫行此

制。想四年以後卽停也。

と論じてゐる。右によれば、軍費獲得の爲めの寺觀名額の公賣は、大定二年（一一六二）より四年（一一六四）にかけて、特に陝西地方にのみ行はれたことゝなるのであるが、何故に該地方にのみ行はれたかに就ては論ずるところがない。思ふに寺觀名額の公賣は、敢て陝西地方にのみ限られて行はれたのではなく、廣く他の諸地方にも同樣に行はれたものと認めねばならぬ。それは『金石續編』卷二〇一に見ゆる「大明禪院碑」によつて證明される。大明禪院は河南河內縣にありし佛寺にして、大定二年九月所定の錢數を納めて名額を給賜されてゐるのであるから、河南地方に於ても同樣に名額の賣出されたことを認めねばならぬ。③ 恐らく、當時金朝治下の北支那の地方には全般的に行はれたのであらうと思はれるが、陝西地方にそれを證する資料が多く見られるのは、該地方が特に宗教の盛行した所にして私寺・私觀が多數存在した爲めと、偶然にも碑石が破壞されずに殘存したが爲めであらう。

名額を賜與すと云ふ牒卽ち政府よりの公文書は尙書禮部から發せられたが、その賣出しは戶部の掌るところにして、戶部は地方の各府・州に發賣所を設けてこれが處理に任じたものゝやうである。④ されど『金史』百官志戶部・禮部の條には、それに相當する記載なきため、かゝる發賣所は大定の初頃三・四ヶ年間極めて暫定的に設置したものであらうと云ふ王昶の論は認めねばなるまい。

さて、かくの如く寺觀が勅額の給賜を受ける場合には、如何程の錢數を納入すべきであつたか。前記の莊嚴禪寺は參伯貫文を納入してゐるが、又百五十貫文とあるものもあれば、全く價額の見えないものもある。これに就て王昶は、

其錢數。大定二年。但云已納訖合着錢數。三年以後。則著明錢壹百貫。至四年四月。淸涼禪院牒。錢壹伯伍

拾貫。五月。莊嚴院牒。錢參百貫。逾時未久。牒價懸殊。不能知其故也。

と論じてゐる。納錢の額が大定三年には壹百貫、四年四月には壹百五拾貫、同五月には參伯貫に定められてゐたとは攷へられないが、⑤ともかくも發賣期間極めて短いにもかゝはらず、後になる程納錢の額の高くなつてゐることは否定し得ないことであらう。

なほこゝに注意すべきことは、かくの如き名額の賣出しには自ら限度があると云ふことである。卽ち、私寺・私觀がすべて名額を買取つて政府の認める公寺・公觀となれば、旣に需用者なきことゝなるのであるから、――尤も其後新に建立されるものもあるが其等は在來の私寺觀に比すれば極めて少數であらう――名額の賣出しは不可能となる。從つて名額發賣による國庫の收入にも自ら一定の限度があるわけである。

然るにこれに反して、度牒・師號・紫衣等に至つては、僧・道・尼・女冠乃至其等たらんとするものを相手とするのであるから、需用の範圍は極めて廣く、從つて、たとへ單價は安くとも、其等の公賣による政府の收入は自ら莫大なることを得たことゝ思はれる。殊に度牒は免役の特權を附與されることゝなるのであるから、購入希望者多かつたことであらう。されば、何等の資本を要しない此等の賣出しは、國家が一時的財政難を切拔けるには、至極便利な方法であつたに違ひない。

ともかく、大定の初頃、かゝる性質をもつ度牒・師號・紫衣等が名額とともに佛教・道教の教團に大いに賣出され、それによる收入は國家の急を救ふに役立つたことゝ推察されるのであるが、當時賣出されたる度牒・師號・紫衣等の數量・値段が如何程のものであつたかに就ては、筆者寡聞の致すところか、資料の徵すべきもの無きを遺憾とする。⑥

さて、右の如く大定の初め三ケ年の間、特に寺觀の名額・師號・度牒・紫衣等が賣出されたのは、前引の『金史』食貨志に「邊事未定。財用闕乏。」とある如く、軍事費の急激なる增加に伴ふ國家の財政難打開の爲めであるは勿論なるも、この頃特に軍事費の必要に迫られてゐたことは、前記の「王師南征。軍須匱乏。」とか、王昶が「是時世宗初卽位。用兵契丹。因暫行此制。」と云ふが如く、宋に對する防備と契丹人叛亂の平定の爲めである。海陵は南伐失敗のうちに弑せられた。勝に乘じた宋軍は進んで金の南境を掠めた。世宗はこれが防備の爲め宋金國境附近に大定五年の初めまで約三十萬の大兵を集結せしめざるを得なかつた。加之、この時旣に西北路方面には契丹人の叛亂が起つてゐた。大定元年末、自ら皇帝を稱した叛亂軍の主領契丹人移剌窩斡の勢力は實に侮るべからざるものであつたが、金朝はこれが討伐に僕散忠義を當らしめて、よく短時日の間に鎭定し得たのである。されど軍を動かすには莫大なる費用を必要とすることであり、且海陵暴政の後を繼承した世宗の初年には國庫の貯へ極めて乏しきものであつたと思はれる。かゝる財政困難の場合、政府當局者の眼に映じたものは大なる社會的勢力を有する宗教々團であつて、その經濟力を搾取の對象と攷へて、度牒等の公賣の行はれるに至つたのは蓋し當然であらう。されど、かゝる度牒等の公賣によつて政府が如何程の收入を學げ得たかは明かでない。

要するに、金朝は大定の初め約三ケ年の間、軍事費支辨のため、佛・道二教の教團に對して、名額・度牒・師號・紫衣等を賣出したのであり、換言すれば、國家財政の切盛りに宗教々團を利用したのである。しかも度牒・名額等の公賣は、政府として直接資本を必要とするものでもなく、又將來の義務も負はされないのであるから——尤も度牒を賣出せばそれだけ不課役戶の增加は免れぬのであるが——若しそれが宗教々團內部に及ぼす惡影響を度外視するならば、急を要する財政難の切拔け策としては、誠に好都合なる一時的便法であつたことゝ推察

される。⑦

三

寺觀の名額・度牒・紫衣・師號等の公賣は、前記食貨志に見ゆる如く、大定五年以後事實絶えて見えないのである。凡そ、度牒等の公賣が宗教々團の腐敗・墮落を齎すものであることは云ふまでもなからう。買うた度牒で僧侶となり、納錢による勅額を以て公寺となつたところに住持して、これ又金錢によつて許された紫衣を纏うて得意たる愚僧があり得たとすれば、頗る滑稽なものにして、かゝるものが一般人士の尊敬を繼ぎ得ないことは當然であらう。ともかく、僧侶の質の低下・教團の墮落を必然的に誘發せしむる度牒等の公賣は、國家の財政が常道に歸した時、當然廢止さるべきものであり、賢明なる世宗がこの點を看過するはずはない。

大定五年と云へば、世宗が南宋の孝宗と有名なる和議を締結した年にして、これまで紛糾を極めてゐた金・宋の關係は再びこゝに整正せられて、今後世宗は安んじて國内の統治に專心沒頭し、彼の抱懷せる女眞的なるものの再建設に邁進したのである。世宗の强力なる君主權はあらゆる方面に伸張せられ、國家的統制の手は宗教界にものばされたのであつた。

大定八年（一一六八）正月に、

至於佛法尤所未信。梁武帝爲同泰寺奴。遼道宗以民戶賜寺僧。復加以三公之官。其惑深矣（『金史』卷六）。

と、世宗が梁武帝・遼道宗の崇佛振りを痛罵してゐるのは、恐らくは、彼が近來とみに墮落せる宗教々師・腐敗せる教團の實狀を直視してゐたためであらう。當時の宗教々團は志を得ざる漢人のよき避難所であり、殊に大定

初めの度牒賣出しによつて不平者は容易に教團に逃避し、無賴の徒は釋道に假託して愚民を惑はし、以て法を犯し亂を爲すに至つたものにして、この事は北宋の故土に殊に多かつた如くである。卽ち、

上(世宗)問宰臣曰。南方尙多反側何也。(石)琚對曰。南方無賴之徒。假託釋道。以妖幻惑人。愚民無知。遂至犯法(『金史』卷八八石琚傳)

とある。かくの如き宗教一揆の尤なるものは、大定十一年(一一七一)に起つた僧智究の亂であらう。智究は大名府の僧、自ら彌勒佛の出現を以て任じ、愚民を煽動して徒黨を組み、先づ兗州を取つて、嶧山に徒黨を集め、應天時の三字を以て號となし、猖獗を極めた。『金史』卷七に、

大定十三年。九月辛亥。大名府僧李智究等。謀反伏誅。

とある如く、金朝は幸にこの紛擾を鎭定し得たのではあつたが、地方の治安に敏感であつた世宗がかゝる宗教匪の起るを見て、教團に對する國家的統制をより痛切に感じたことは理の當然であらう。

かくて、大定の中頃から宗教々團に對する制壓が徐ろに加へられた。それは先づ寺觀創建の禁止である。

大定十四年。四月乙丑。上諭宰臣曰。聞愚民祈福多建佛寺。雖已條禁。尙多犯者。宜申約束。無令徒費財用。(『金史』卷七)

この時以前既に一度佛寺創建の禁止を命じたとあるも、それとおぼしき記載は、『金史』本紀等には見當らない。いづれにしても、大定十四年再び禁止令を出してその徹底を期したのである。しかも四年後三度禁止の令を出してゐる。

大定十八年。三月己酉。禁民間無得剏興寺觀。(『金史』卷七)

當時の一般民衆は佛・道を盲信するの餘り、貴重なる財物を惜しげもなく捨して寺觀を濫建したのであつた。且、以て彼等の願ふところはたゞ現世の幸福であつた。佛教信仰は極めて卑鄙な相に於て一般社會に瀰漫してゐたのであらう。かゝる事實に直面した世宗は、これを嘆くとともに斷乎として一般の寺觀創建を禁止し、又課役を避けん爲め僧・道となるものあるを知つては、これが嚴禁を命じたのであつた。

大定十九年（一一七九）。三月己卯。上謂宰臣曰。人多奉釋老。意欲徼福。朕蚤年亦頗惑之。旋悟其非。（『金史』卷七）

大定二十五年（一一八五）。命宰臣。禁有祿人一子。及農民避課役爲僧道者。（『金史』卷四六食貨志）

此等の諸事實は、當時の宗教信仰の低級なること、教團の腐敗せることを意味するものであるとともに、民衆の寺觀建立による經濟力の徒費を防ぎ、教團の肅正教化をはからんが爲に行うた世宗の强力なる君主權を以てする統制を物語るに外ならぬものであらう。

大定二十七年（一一八七）。十二月甲申。上諭宰臣曰。人皆以奉道崇佛。設齋讀經爲福。朕使百姓無冤。天下安樂。不勝於彼乎。爾等居輔相之任。誠能匡益國家。使百姓蒙利。不惟身享其報。亦將施及子孫矣。（『金史』卷八）

とあつて、人は皆佛道を奉じて以て福を得んとしてゐるが、凡そ國家の隆昌と社會の安寧とは、爲政者のなすべき義務であることを强調して、以て世宗は宰臣等を激勵してゐるのである。

要するに、大定五年以後世宗は强力なる君主權を以て宗教界に統制を計つたのであり、それは腐敗せる教團に對する整調策であり淨化策であつた。僧道となることに制限を設けたことは、不課役戶の增加を防ぎ從つて國庫の減收を防止せんとしたものであり、寺觀創建の禁止は民衆の經濟的負擔の減少をはからんとしたものであらう。世宗のかゝる努力は相當の効果はあつたにしても、當時の宗教界の動向を百八十度轉廻せしめ得たものとは

攷えられない。世宗なき後、宗教々團は誤れる爲政者の政策と相俟つて、低級化の道程を急速に辿りしものであらう。[9]

四

章宗の初期、金朝の宗教々團に對する政策は、前代世宗の方針を踏襲せるものであつた。僧・尼・道士女冠についての試驗制度・量的制限の設けられしこと、[10]又僧道が父母親屬を拜せざることは風俗を害すること甚しきものであるから、今後は拜すべきを命じたこと等[11]は、世宗の方針と變りなかつたことを證する事實であらう。

章宗自らも、宗教々團の腐敗を指摘して、

僧道以佛老營利。故務在莊嚴閎侈。起人施利。自多所以爲觀美也。(『金史』卷八)

と云うてゐる。僧尼・道士等の宗室高官の家に出入するを禁じたのも明昌二年二月のことであつた。

加之、世宗の嘗て行うた二稅戶の解放は章宗の再び行ふところであつた。『金史』卷四六、食貨志によれば、章宗卽位の初め大定二十九年十一月、旣に二稅戶解放の議が叫ばれ、且早速實行に移されたとみえて、翌明昌元年六月の奏によれば、放免された數は北京等路に於て千七百餘戶・一萬三千九百餘口に達したと云ふ。[12]二稅戶放免は一種の奴隷解放であるから社會政策的意義を有するのであるが、又一面より攷ふれば、それだけ良民が增加するのであるから、政府から見れば課役戶の增加と云ふことになり、從つて經濟政策的意義も多分に含まれてゐたものではなからうか。奴隷化した多數の二稅戶を所有して豐さを誇つてゐた北京路方面の寺觀は、この二稅戶解放によつて、經濟的大打擊を蒙つたことゝ想像される。實に二稅戶解放は不當なる寺觀の經濟力に對する一大彈壓

である。

かくの如く、宗教々團に對する國家的統制の强化策を踏襲し實行しつゝあつた章宗も、承安年間より財政難の結果、嘗て世宗が斷乎廢止した惡政たる名額・度牒等の賣出しを、やむなく行はざるを得なくなつた。『金史』卷一〇に、

承安二年（一一九七）。四月甲子。尙書省奏。比歲北邊調度頗多。請降僧道空名度牒・紫褐・師德號。以助軍儲。從之。

とあり、これに相應する記載は食貨志（『金史』卷五〇）にも「承安二年。賣度牒・師號・寺額。復令人入粟補官。」とある。政府の教團に對する態度の一轉を明快に認め得る。

金朝再度の名額・度牒等の賣出しは承安二年四月に始められた。しかもこの時は空名度牒であつたから、一度政府より賣出された度牒は、其後民間に於て賣買され、富豪地主等の買占めも行はれたであらうし、度牒は市場價値を有するに至つて、公債と全く同じ役割を演ずるに至りしものであらうが、その詳細は不明である。いづれにしても、南宋宗教界と同じき有樣が北支那の金朝治下の宗教界に展開されるに至つたことであらうし、且大定五年以來徐ろに行はれた宗教々團肅正策もこゝに至つて一朝にしてその効を失墜することゝなつたものではなからうか。

前回と同じくこの再度の度牒等の賣出しも急を要する軍事費拵出の一方法であつた。右の文に「比歲北邊調度頗多」とあるは、主として金朝所隷の北方諸部族の紛亂を指してゐるものではなからうか。例へば、承安元年十一月には契丹人陁鎖德壽等の謀反があり、これが鎭定には泰州軍が出動してゐる。且當時既に蒙古の勃興は顯著

なる事實にして金は北邊防備の强化と云ふ切實なる問題を荷うてゐた。加之、世宗の當を得た威壓がなくなり、章宗時代殊に承安年間以後に至れば、政府要人及び官吏は心弛みて放縱に流れ、地方又動搖の兆あらはれて、その鎭壓治安維持の爲の軍事費の增加をきたし度牒等の賣出しはその打開策として用ひられた。宗教々團は再び國家財政上に利用されたのであつた。されどこの時如何程の度牒・名額等が如何なる値段で賣出され、政府はそれによつて如何程の收入をあげ得たかに就ては遺憾ながら知るすべがない。

翌承安三年にも度牒公賣の事實が認められる。卽ち『金史』卷五〇食貨志入粟鬻度牒の條に、

承安三年。西京饑。詔賣度牒以濟之。

とある。『金史』本紀にはこれに相應する記事は見えないが、西京（現存の大同）地方の饑飢救濟と云ふ社會事業の資金調達の爲に、度牒等の賣出されたことは、前の場合と頗る趣きを異にしてゐるものであらう。かくて章宗後半時代の空名度牒の賣出しによつて、恐らくは特に北支那の地方に於て、經文の一句をも讀めない漢人の僧・尼・道士・女冠が多數現はれ、且賣出された度牒は民間に於て賣買され、これに紛れて私度僧もより多くなつて來たことであらう。[18]

章宗の放漫的政治の一端は、その宗教政策の上にも明白に觀取されると云ひ得るであらう。尤も章宗が一面に佛道を厚く尊信した事は明かに認むべきものであるにしても、名額・度牒等の公賣を行ひしことは、誤れるの甚しきものにして、それは、さなきだに腐敗し低級化しつゝある宗教々團を、又かくなることによつて社會的勢力を增大しつゝある宗教々團を一層卑俗化し墮落せしめたものではなからうか。

五

章宗の次ぎには凡庸なる衞紹王が立つた。『金史』卷一三には、

崇慶元年(一二)五月。……詔賣空名勅牒。

とあつて、衞紹王時代の空名度牒賣出しの事實を傳へてゐるが、如何なる目的の爲に賣出されたかに關しては記載するところがない。されど右の文に續いて、「河東陝西大饑。斗米錢數千。流華滿野。」とあつて、當時河東陝西の地方に大饑饉のあつたことを傳へ、これが爲に金朝は南京留守僕散端を河南陝西安撫使となしたと見ゆる。されば、先の承安三年の場合と同じく饑饉救濟の資金を得んため空名度牒の賣出しを敢行したのかもしれない。

然れども、これより先き蒙古既に勃興して、その强烈なる迫襲は當時金の最大なる國難であつた。大安三年(一二一一)九月には、蒙古軍は一度中都に迫つて居り、同年末迄には、金の東京路・西京路・中京路の一帶は、すべて蒙古の支配下に歸してゐたのであつた。蒙古來の聲に金國擧げて周章狼狽し、これが防備には莫大の軍事費が必要であり、ために國家の財政極めて困難であつたことは容易に想像される。されば軍事費を得んが爲に度牒の賣出されたことも當然あり得ることゝ考へられる。

衞紹王弑せられて宣宗立つた。蒙古の壓迫いよ〳〵至つていよ〳〵强く、宣宗は河北の回復し難きを知つて、貞祐二年(一二一四)七月、南京汴京府に遷都し、同三年五月中都は遂に蒙古軍の手に歸したのであつた。今後金はなほ約二十年の餘命を辛うじて保つのであるが、既に本土たる滿洲地方は勿論失うて居り、漢地のみによれる異民族國家と云ふ奇怪なるものとなつてゐたのである。

さて、これより先き、蒙古軍中都を圍むや、糧道絶えて城中食料難に陷つた。政府は民間貯積するところの粟を徵發し、代ふるに銀鈔・僧道の戒牒(度牒)を以てしたと云ふ。

貞祐初。……(奥屯忠孝)拜參知政事。中都圍急。糧運道絶。詔忠孝。搜括民間積粟存兩月食用。悉令輸官。酬以銀鈔或僧道戒牒(『金史』卷一〇四奥屯忠孝傳)

こゝに至つては、度牒が紙幣と全く同じ役割を演じてゐたことが知られるであらう。凡そ章宗時代以來度々賣出された空名度牒は、其後一般民間に於て賣買され、市場價値を保つてゐたものに違ひない。貞祐三年(一二一五)又度牒等の賣出しが見ゆる。

貞祐三年。五月壬戌。降空名宣勅紫衣・師德號・度牒。以補軍儲(『金史』卷一四宣宗紀)。

度牒等の賣出しが行はれたのみならず、翌貞祐四年には僧侶・道士は納粟の多寡に應じて夫々相當の僧道の官が與へられることになつたのである。[14] 外患內憂交々至つて金朝の財政いよ〳〵窮乏をつぐるや、その打開策として宗教々團は極度に利用されるに至つたのである。極端に云へば、政府と宗教々團との關連は財政上に於てのみ存在し可能であつたことゝ推察される。政府が宗教々團を監視しその肅正を計る等のことは考へも附け得なかつたことであらう。かくて僧侶・道士はいよ〳〵墮落し宗教界は極度の腐敗に沈吟するに至つたのであらう。金の末帝哀宗時代に於てもかゝる大勢に變りなかつたことは、容易に推察されることである。

六

之を要するに、金は北宋及び遼より繼承した膨脹せる宗教々團を、財政上大いに利用したのであつた。しかも

これによつて國家は一時的財政難を免れ得たこともあつたに違ひないが、それは決して當を得た宗教に對する政策ではなかつた。既に低級化し墮落しつゝあつた宗教々團は國家の財政上に利用されることによつて、益々その度を強めるに至つたものと考へられる。尤も大定五年以後に於ける世宗の如き、その非を悟つて斷乎かゝる惡政をやめ、進んで宗教界肅正工作に乘出した賢君もあつたが、大勢の赴くところ如何ともなし得ず、所期の目的は果し得なかつた。章宗時代後半以後に至つては、國威の失墜とともに國家の財政上に於ける宗教々團利用は益々著しくなつた。『金史』卷四六　食貨志に、

　　輒售空名宣勅。或欲與以五品正班。僧道入粟。始自度牒。終至德號。綱副威儀寺觀主席。亦量其貲而鬻之。

とある。以てその一端を知る。

かくの如き誤れる政策によつて、より一層北支那漢人の宗教々團は腐敗し、宗教信仰は卑俗化し邪信化して行つたのである。近世北支那佛教衰退の原因には誤れる金中期以後の宗教政策も數ふべきものであらう。

しかもかゝる墮落しつゝある金代の北支那宗教界に、注意すべき反動作用が起つた。それは李屏山・耶律楚材等の逸材をその門より輩出せしめた萬松老人行秀一派の嚴肅なる禪門の興隆であり、道教側に於ける淸教徒的色彩を極めて濃厚にもつ王嘉・長春眞人等の全眞教の勃興であらう。金代宗教界の特異なる存在たる全眞教及び萬松等の禪門は、かゝる低級化し腐敗した宗教々團を社會的背景として反動的に現はれ出たものではなからうか。

行秀・王嘉等の實踐的信仰生活には、金代一般宗教界の動向より洞察して、極めて意義ある宗教改革的役割の存することを認むべきではなからうか。

これに就てはなほ別に詳論すべきであらう。

註

① 度牒の公賣は、唐肅宗の時に始めて見ゆると云はれるが、これが最も盛んに行はれたのは宋であつて、北宋・南宋ともに等しくこれを行うたのである。この問題に就ては、曾我部靜雄氏「宋の財政難と佛敎」(桑原博士還曆記念東洋史論叢)等の精緻なる研究がある。殊に塚本氏は、金代に於ける度牒等の公賣に就ても、その一端に言及されてゐる。

② 按大定初年。寺觀納錢請賜名額之事。金史無攷。今所得於陝西者。凡十四碑。(中略)十四碑中。在長安者五碑。在涇陽者七碑。在同官者一碑。在高陵者一碑。云々(『金石萃編』卷一五五)。十四碑の具體的名稱全部は列擧されてゐないが、金石目錄關係の諸書を通覽すれば、より多くのものを認め得るのであり、且其等は陝西に限られたものではない。なほ右に「金史無考」とあるは、前記の食貨志の文に氣附かなかつたゝめであらう。

③ 大明禪院のことは『八瓊室金石補正』卷一二五にも見ゆる。同書卷一二四によれば龍泉院(河南・郟城縣)も大定三年正月納錢によつて名額を賜與されてゐる。「後峪村彼岸院記」の碑には、大定二年の礼部牒文が刻されてゐたと云ふから、これも納錢によつて名額を得たものと推定される。該寺は山東博山に在りしものである(『寰宇訪碑錄』卷一〇)この外にも陝西以外の地に於ける名額公賣の例證はなほ多數認められる。

④ 度牒・師號・紫褐衣等も同所に於て賣出されたことゝ想像される。

⑤ 例へば、大定四年の吉祥院(乾州・武功縣)は壹伯貫文を同年六月の洪福院(陝西・涇陽)も壹伯貫文を、納めてゐるにすぎない(『八瓊室金石補正』卷一二四)地方の狀況や當該寺觀の大小によつても差異あつたものではなからうか。尤も大定三年十一月の廣福院は壹百貫文を納めてゐる(『金石文跋尾』卷一八)。

⑥ 筆者はこれまで名額・度牒等の賣出しと云うて來たが、形式的には、當該寺觀の責任者が勅額を請ひ所定の納錢をなして賜與されるのであり、當時の度牒も恐らくは記名度牒であつたと思はれるから、政府は手數料として搾取したものである。されどその收入を重要な財源として居れば、より多く下附することを望むし又かくせんと努力するものであるから、事實は賣出しと同結果たるものであらう。

⑦ かくの如く名額・度牒等の賣出しを行うた金朝が、時を同じくして一方に一部寺院の有力なる經濟的基礎である二稅戶の解放をなしてゐることは注意すべきであらう。卽ち『金史』卷四六食貨志に「世宗大定二年。詔免二稅戶爲民。初遼人佞佛尤甚。多以良民賜諸寺。分其稅一半輸官。一半輸寺。故稱之二稅戶。遼亡。僧多匿其實抑爲賤。有援左證以告者。有司各執以聞。上素知其事。故特免之。」とある。以て二稅戶の來歷性格を知り得るであらう。たゞ注意すべきは、右の記載から見れば二稅戶は佛寺のみに關係ある如く思はれるが、事實は然らず。遼の貴族・豪族等も所有せしもので

あることは、次の文によつて察せられる。「初。遼人掠中原。及得奚渤海諸國生口。分賜貴近或有功者。大至一二州。少亦數百。皆爲奴婢。輸租于官。且納課給其主。謂之二稅戶(『大金國志』卷二八李晏傳)。金が新に二稅戶を設けた事實はないから、當時の二稅戶はすべて遼からの傳承であり、從つて燕雲十六州以北の地に限られて殘存したものである。遼代から續いてゐる名刹・舊寺は本質的に良民であつた二稅戶を隷屬し私有化して、以て經濟的豐富さを誇つてゐたのであらう。世宗の二稅戶解放の詔は、此等有力寺院には一大打擊であつたに違ひない。しかも世宗のこの處置は、前記の契丹人叛亂事件より誘出された政策であるやうに思はれる。なほ、世宗末年より章宗の初めにかけても二稅戶解放が行はれてゐる。田村實造氏・契丹佛教の社會史的考察(大谷學報一八の一)參照。

⑧ 智究大名府僧。同寺僧苑智義與智究言。蓮華經中載五濁惡世佛出魏地。心經有夢想究竟涅槃之語。汝法名智究正應經文。先師藏瓶和尙知汝有是福分。亦作頌子付汝。智究信其言。遂謀作亂。歷大名東平州郡。假託抄化。誘惑愚民。潛結姦黨。議以十一年十七日先取兗州。會徒犨山。以應天時三字爲號。分取東平諸州府。云々(『金史』卷八八石琚傳) 右文中、心經とあるは云ふまでもなく『般若心經』にして、夢想究竟涅槃の語たしかに見えてゐる。蓮華經とは妙法蓮華經のことゝも思はれるが、羅什譯『妙法蓮華經』七卷には、かゝる文句は見えてゐない。殊に「佛出魏地」とあるは、魏地を支那を指すものとしても經典の文としては甚だおかしなことである。蓮華經とは恐らくは當時北支那で行はれてゐた僞經の一つではなからうか。されど、法華經がこの頃佛教徒の間に盛んに讀誦されてゐたことは、僧侶の試驗に、法華經が心地觀・金光明・報恩・華嚴の諸經とゝもに用ひられてゐたことによつても、推知せられる。(『金史』卷五五百官志禮部の條參照) なほ宗教一揆としては、大定三年に僧法通の亂が見えてゐる。大定三年二月庚寅。東京僧法通以妖術亂衆。都統府討平之(『金史』卷六)。記錄に見えざるより多くの宗教揆が起つたことであらう。

⑨ 世宗の宗教に對する私的態度は又別に攷ふべきものである。拙稿「金帝室と佛教」(大谷學報一五ノ一) 參照。

⑩ 明昌元年。六月甲辰。勅僧道三年一試(『金史』卷九)。なほ『金史』卷五五百官志禮部の條に見ゆる僧道に關する詳細なる規定は章宗の初期に出來上つたものではなからうか。

明昌元年。正月戊辰。制禁自披剃爲道者(『金史』卷九)。やゝ遲れるが承安元年に次の如きことがある。六月丁卯。勅自今長老太師大德不限年甲。長老太師許度弟子三人。大德二人。戒僧年四十以上者度一人。云云(『金史』卷一〇)。

⑪ 明昌三年。三月癸巳。尙書省奏言事者謂。釋道之流。不拜父母親屬。敗害風俗。莫此爲甚。禮官言。唐開元二年。勅云。聞道士女冠僧尼不拜二親。是爲子而忘其生。傲親而徇於末。自今以後。並聽拜父母。……臣等以爲宜依典故行之。制可。(『金史』卷九)

⑫ 前記田村氏論文參照。

⑬ なほ泰和六年(一二〇六)にも度牒・名額・師號等を賣出したことがある。當時山東路地方は連年の旱蝗に見舞はれてゐて救濟切に急を要するものであつたが、國の財貨多く軍費に用ひられて饑饉救濟にこれを用ひ得なかつた。時に山東路安撫使張萬公の策によつて度牒等の賣出しを行うてこれが資金にあてた(『金史』卷九五張萬公傳)。

⑭ 『金史』卷一四宣宗紀・同卷五〇食貨志參照。

梁傳所見の交州に關する佛教記事

梁高僧傳中、交州に關係ある佛教記事を探して見ると先づ、康僧會は「其の先康居の人で、世々天竺に住したがその父商賈に因りて交阯に移る。」と見え、彼が十餘歲の時二親並び死去し、孝情切なるにより服畢りて出家したとあるから、三國の吳に佛教を弘布した康僧會は實に交阯の出身である。又晉の竺慧達の傳(四卷十)には交州合浦の人董宗之が海底に珠を探り金の佛像を得たことを載せてゐる。

南朝時代交州は印度と江南との交通の要地となり、例へば、晉の于法蘭は、遠く西域に適き異聞を求めんと欲し、交州に走りて疾に遇ひ、象林に終り、又于道邃も敦煌の人であるが、法蘭に隨行し西域へ行く途中交阯で疾にかゝり三十一歲で死んだ又、天竺の僧が支那に來るにも、道交州をへた。有名なる覺賢(佛馱跋陀羅)は罽賓に在りしころ支那に遊方弘化の志を立て、葱嶺を度り、印度諸國をへて交阯に至り、乃ち舶に附して海に循ひて行き、青州東萊に達した。此等沙門が或ひは渡天し或ひは東逝の途次にして交州に彼等の教へが及んだことは想像にやすい所である。晉洛陽の耆域(十卷)は、天竺の人であるが故國を出發し扶南に至り諸海濱を經て交廣を遍歷し並びに靈異ありしといひ、齊の求那毗地は中天竺より、矢張南海をへて入支したらしく「南海商人成宗事之、供給皆受、悉爲營法、於建業淮側、造正觀寺居之、重閣層門、殿堂整飾」と見え、南海貿易の獲得した財富が南朝佛教の支柱となつた一面を物語つてゐる。

一面交州は邊鄙な所であるから沙門流謫の地ともなつた樣である。白黑論を著はし自ら佛教を非とした宋の慧琳については「琳既自毀其法、被斥交州」。とあり、ある政治的事件に關與したと誣ひられた宋の智嫩は交州に擯せられたといふ。

最後に齊交阯仙山寺の釋曇弘については「晚又適交阯之仙山寺。誦無量壽及觀音經誓身安養。以孝建二年於山上漿。薪密往薪。中以火自焚。……爾日村居民。咸見弘身黃金色。乘一金鹿、西行甚急。不暇喧涼。道俗方悟其神異。共收灰骨。以起塔焉。」とあり、この地方における佛教の弘布の一節を物語つてゐる。

(宮川尙志)